

生駒市条例第16号

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月28日

生駒市長 山下 真

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月生駒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の委員の部中「月額 145,000」を「日額 32,000」に、「月額 99,000」を「日額 29,000」に改め、同表選挙管理委員会の委員の部中「月額 75,500」を「日額 21,000」に、「月額 45,500」を「日額 16,000」に改め、同表選挙事務関係者の部中

「

選挙長（開票管理者）	選挙1回につき 19,000
------------	----------------

」を

「

選挙長	日額 19,000
開票管理者	選挙1回につき 19,000

」に改め、同表監査

委員の部中「月額 145,000」を「日額 32,000」に、「月額 61,000」を「日額 24,000」に改め、同表公平委員会の委員の部を次のように改める。

公平委員会の委員	日額 16,000
----------	-----------

別表農業委員会の委員の部中「月額 71,000」を「日額 21,000

」に、「月額 61,000」を「日額 18,000」に、「月額 56,000」を「日額 16,000」に改め、同表備考第3項中「この表」を「上表」に改め、同項を同表備考第5項とし、同表備考第2項中「この表」を「上表」に改め、同項を同表備考第4項とし、同表備考第1項中「この表」を「上表及び次項」に改め、同項を同表備考第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 1 上表の規定にかかわらず、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、公平委員会の委員、農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員（以下これらを「行政委員」という。）が、当該執行機関の任務又は所掌事務の範囲内において、当該執行機関の決定に基づいて委員ごとに行う調査、調整、書面の作成等の勤務で市長が認めるものに従事したときは、勤務時間数に応じて報酬を支給する。
- 2 前項に規定する報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とし、その月の分を翌月の末日までに支給するものとする。
  - (1) 1日の勤務時間数が、上表に定める当該行政委員の報酬の額を5,000円で除して得た値を超える日（以下「特定日」という。）当該行政委員の報酬の額
  - (2) 特定日以外の日 その月における特定日以外の日に係る勤務時間数の合計（その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。）に5,000円を乗じて得た額

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の規定は、この条例の施行の日以後に任期が開始する特別職の職員で非常  
勤のものものの報酬について適用する。